



立冬が過ぎたにもかかわらず、暑い日が続きますね。1日の気温差が激しい時期ですので、体調管理に気を付けてお過ごしください。今回は、食品表示の中でも特に表示が重要な「アレルギー」についてです。

▼ 2025年4月より、表示義務化されます！！

くるみアレルギー



くるみアレルギーとは

くるみを喫食することによって発症するアレルギーです。唇や口内、喉のかゆみ、腫れ、違和感、めまい、吐き気、腹痛、じんましん等様々な症状を引き起こすアレルギーです。重篤な症状では、呼吸困難やアナフィラキシーなどの反応がある場合があるため、注意が必要です。

2023年3月9日、義務表示対象品目に「くるみ」が追加されました。

これにより、食物アレルギーの義務表示対象品目（特定原材料）は、「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）」の8品目になりました。

なぜ表示義務化に？

まず、くるみを喫食することによるアレルギー症例が急増しています。

これには、くるみの消費量が増加し、多くの場所で販売されるようになったことから手軽に購入が可能になりました。

また、症状として、じんましんや下痢、おう吐などが主な症状ですが、呼吸困難や意識低下など、重篤な症状になったケースもためです。



表示ラベルの切り替えは迅速に！！

くるみを含む食品のアレルギー表示は、2025年3月31日までが猶予期間とされていますが、体質によっては重篤な症状（アナフィラキシー等）を引き起こし、最悪、死に至る場合があります。

経過措置期間は設けられておりますが、可能な限り速やかに表示ラベルの切り替えを行うようにしましょう。

お気軽にお問い合わせ下さい。

お問合せ先

マイラボHPはこちら！

人と食のために
マイラボ食品検査センター

〒513-0836 三重県鈴鹿市国府町7756番地5

TEL 059-379-0077

FAX 059-367-7610

SUZUKA 株式会社スズカ未来

